厚生労働省　静岡労働局だより　2023. 7

パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上を目指し13機関が共同宣言！
令和５年度　全国安全週間の安全パトロールを実施しました
令和５年度 静岡県最低賃金の改正について審議が始まります
令和４年度における司法事件の送検状況について
静岡県内の事業場、関係者が厚生労働大臣表彰を受賞しました
ユースエール認定証表彰伝達式を行いました（６月１５日）
夏休みに高校生等を使用する事業主の皆さんへ　～年少者にも労働基準法等が適用されます！～
「女性の活躍推進企業データベース」のご案内
テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰 ～輝くテレワーク賞～　のご案内
夏季における年次有給休暇の取得を促進しましょう！
静岡県有効求人倍率（令和5年5月）

ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ構築宣言の普及・促進と実効性向上を目指し13機関が共同宣言！

適切な価格転嫁の気運を醸成し、適正な取引を促進するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄や県内企業の稼ぐ力の向上、賃上げにつなげるため、経済団体、労働団体及び行政機関の１３機関が一体となり、令和５年６月７日静岡県庁本館において、パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言を行いました。

【行政機関】
静岡県
経済産業省関東経済産業局
財務省東海財務局静岡事務所
厚生労働省静岡労働局

【経済団体】
（一社）静岡県商工会議所連合会
静岡県商工会連合会
静岡県中小企業団体中央会
（一社）静岡県経営者協会
静岡県経済同友会静岡協議会
静岡県経済同友会浜松協議会
静岡県経済同友会東部協議会
静岡県中小企業家同友会

【労働団体】
日本労働組合連合会静岡県連合会

パートナーシップ構築宣言
ポータルサイト
https://www.biz-partnership.jp/

○厚生労働省（静岡労働局）における賃上げに向けた支援施策
「パートナーシップ構築宣言」の推進により、賃上げに向けた環境整備を進めるとともに、厚生労働省（静岡労働局）では、特に中小企業・小規模事業者に対する支援を行っています。

※詳細は静岡労働局ホームページをご覧ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/_120532_00002.html

＜参考＞静岡県ホームページ
https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html

令和５年度　全国安全週間の安全パトロールを実施しました

静岡労働局では全国安全週間中の７月３日に、一昨年と昨年、建設業での死亡災害が多かったことを踏まえ、労働局幹部と各労働基準監督署長による合同安全パトロールを県内の次の東、中、西部の建設工事現場に対して実施しました。

①Toyota　Woven　City　Phase１　建築本体工事
（裾野市）　元請：株式会社大林組

②御幸町９番・伝馬町４番地区市街地再開発事業施設建築物
新築工事（静岡市）　元請：鈴与建設株式会社

③ヤマハ発動機株式会社　浜松ロボティクス事業所増築工事
（浜松市）　元請：清水建設株式会社

①の現場で説明を受ける笹局長と榊原署長

局長より七夕の短冊へ願いを込めて（①の現場にて）

②の現場で説明を受ける稲毛部長と森署長

③の現場で説明を受ける皆野川課長と野元署長

令和５年度 静岡県最低賃金の改正について審議が始まります

令和５年６月３０日（金）、本年度第1回目の静岡地方最低賃金審議会（畑隆会長）が開催され、笹労働局長は同審議会に対して、静岡県最低賃金の改正について諮問を行いました。

同審議会では静岡県最低賃金専門部会を設置し、今後、中央最低賃金審議会の審議の結果を参考に、県内諸般の状況を総合的に勘案しながら、８月の結審を目指し、集中的に審議を行います。

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
最低賃金額	885	885	913	944
引上額	27	0	28	31

畑会長（左）に諮問文を手渡す笹労働局長（右）

令和４年度における司法事件の送検状況について

静岡労働局と管下7労働基準監督署における令和4年度の司法事件の送検件数は35件で、前年度より14件増加しました。違反の内訳は下のグラフのとおりです。労働局、労働基準監督署では、重大・悪質な事案について、引き続き厳正に対応していきます。

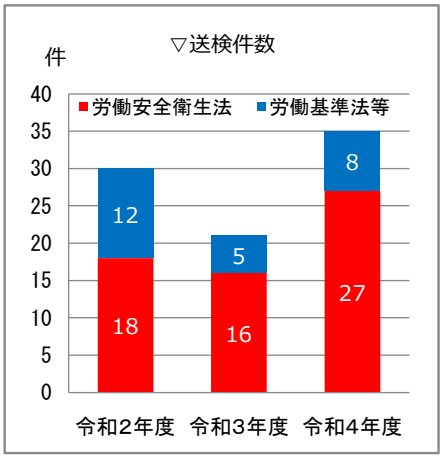

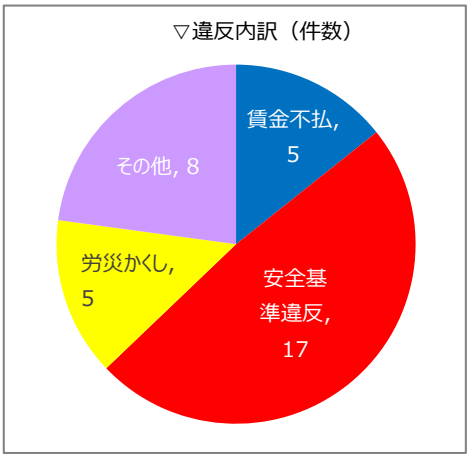

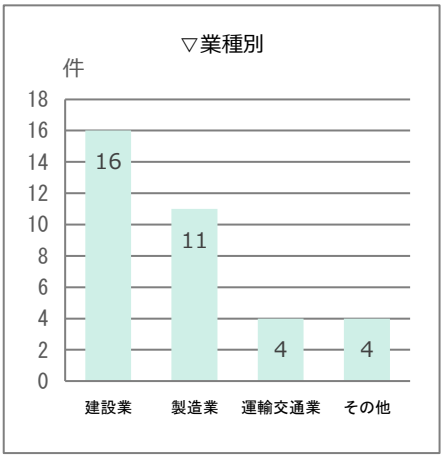

静岡県内の事業場、関係者が厚生労働大臣表彰を受賞しました

県内で安全衛生に関する水準が優秀な事業場、安全衛生水準の向上、発展に多大な貢献をした個人に対して厚生労働大臣表彰が贈られました。なお、優良賞の事業場については、令和５年７月３日、ＬＥＶＥＬ　ＸＸＩ東京會舘（東京都千代田区）において表彰式が行われ、株式会社ADEKA様が優良賞の１５事業場を代表して謝辞を述べられました。

受賞された事業場、個人は以下のとおりです。　おめでとうございます。

優良賞	**株式会社ＡＤＥＫＡ　富士工場（富士市）　様**
	株式会社大林組　東京本店 新東名高速道路　中島高架橋工事（駿東郡小山町）　様
奨励賞	**京浜金属工業株式会社　本社（浜松市）　様**
功績賞	**豊嶋　幹生　先生 （浜松労災病院　院長補佐･呼吸器内科部長　地方じん肺診査医）**

ユースエール認定証表彰伝達式を行いました（６月１５日）

静岡労働局は、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を認定するための「ユースエール認定企業」として、「社会福祉法人あしたか太陽の丘」様（沼津市）を５月２６日に認定し、６月１５日にハローワーク沼津において認定証を授与しました。

同企業は新規学校卒業者の離職率が低い等、複数の項目を満たしました。沼津所管内で３社目、静岡県内の認定企業は２１社となりました。

ユースエール認定
社会福祉法人　あしたか太陽の丘 （沼津市）

（右）社会福祉法人あしたか太陽の丘 理事長 宮城島 様
（左）ハローワーク沼津　藤田所長

夏休みに高校生等を使用する事業主の皆さんへ

～年少者にも労働基準法等が適用されます！～

高校生等の満18歳未満の年少者を使用する場合も、労働基準法等を守らなければなりません。
労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の確保の観点から、制限を設けられているので注意してください。

〇時間外・休日労働の禁止
〇ＰＭ10時～翌朝5時までの就業禁止
〇足場の組立といった危険業務、バーなど遊興的接客業での就業禁止
〇中学生以下の児童の使用禁止
※例外がありますので、詳細は以下のＱＲコードでご確認下さい。

【確かめよう労働条件】 https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

「女性の活躍推進企業データベース」のご案内

2016年４月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき各企業が策定した行動計画や女性の活躍に関する情報WEBサイトです。

令和４年７月に義務化した「男女の賃金の差異状況」も公表しております。（従業員301人以上）

是非、データベースへのご登録をお願いします。

＜女性の活躍推進企業データベースURL＞
https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/

テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰 ～輝くテレワーク賞～　のご案内

「輝くテレワーク賞」とは、テレワークの活用によって、労働者のワーク･ライフ･バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業や団体を厚生労働大臣が表彰するものです。
テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、子育てや介護と仕事の両立など、ワーク・ライフ・バランスの向上に役立つほか、業務効率化による生産性の向上や雇用の創出につながるなど、労使双方にメリットがある働き方です。

○表彰の対象と種類

◇厚生労働大臣賞「優秀賞」
テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業・団体のうち、その取組が総合的に優れていると認められる者を表彰します。

◇厚生労働大臣賞「特別奨励賞」
テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業・団体のうち、その取組が優れていると認められる者を表彰します。

締切は**2023年7月31日（月）**です。応募方法、スケジュールの詳細は下記サイトをご覧ください。
https://kagayakutelework.jp/award/

夏季における年次有給休暇の取得を促進しましょう

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

<年次有給休暇取得促進特設サイトURL>
https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

静岡県有効求人倍率（令和5年5月）

<雇用情勢の概況>
県内の雇用情勢は、改善の動きに落ち着きがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。有効求人倍率（季節調整値）は1.26倍(全国29位）となり、前月を0.02ポイント上回った。

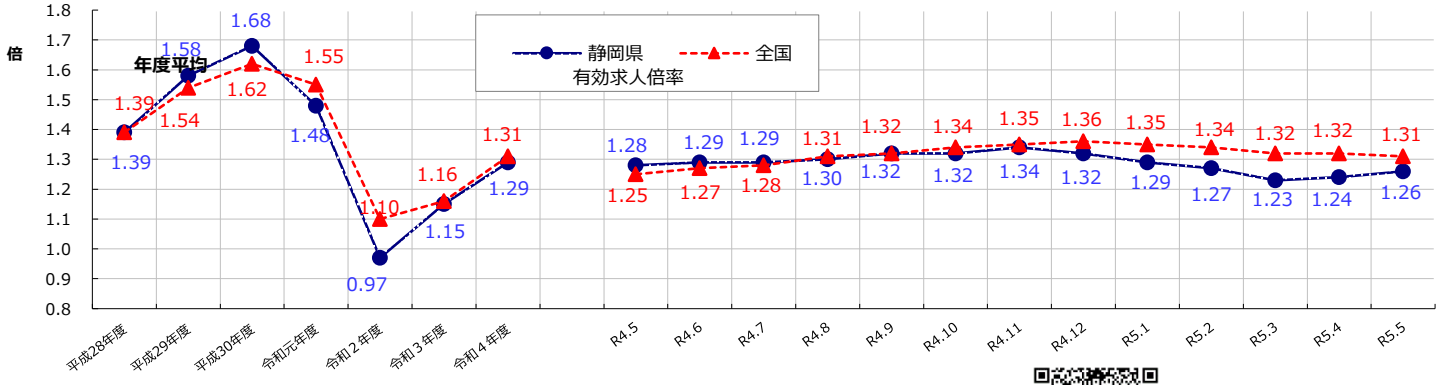

※詳細は静岡労働局HPをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/toukei01_00002.html

編集/発行　静岡労働局　雇用環境･均等室
〒420-8639　静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）
TEL 054-252-5310　https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/home.html